

鳥取市営繕工事における週休2日工事实施要領

1 目的

建設業では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手不足が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

これを実現するための働き方改革における具体的な施策の一つとして、週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施することで、建設現場における労働環境を改善し、将来にわたり持続可能な魅力ある産業とすることを目的とする。

本要領は、営繕工事における週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

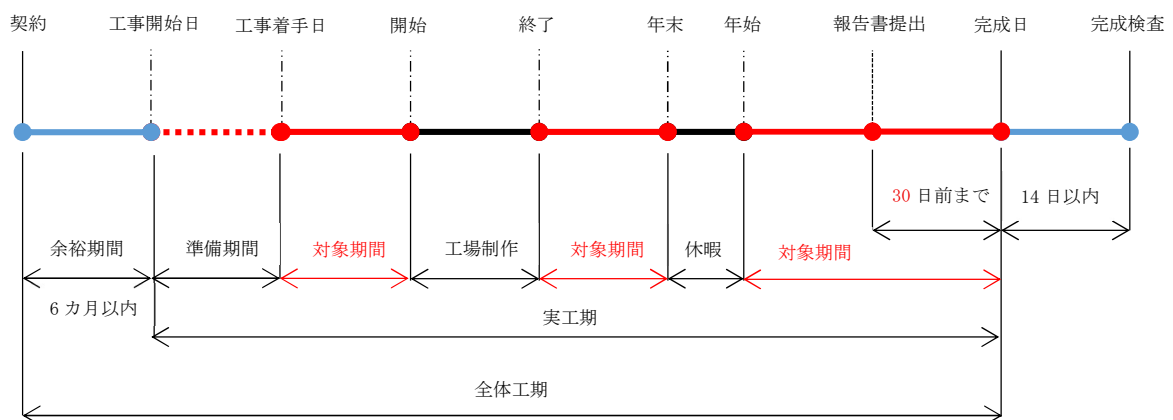
(1) 週休2日

- ① 完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として、土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
なお、土曜日または日曜日に現場作業を行う必要がある場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定できるものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

【対象期間のイメージ】



(3) 現場閉所

休日の巡回パトロールや点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【現場閉所（現場休息）のイメージ】

工種	作業等の有無	現場の状態
建築工事	なし	現場閉所
電気設備工事	なし	
機械設備工事	なし	

工種	作業等の有無	現場の状態
建築工事	あり	作業日
電気設備工事	なし	現場休息
機械設備工事	なし	現場休息

3 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達している状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 対象工事

鳥取市が発注する原則全ての営繕工事に適用する。

ただし、発注者が施工条件等により対応が困難と判断した工事は対象外とすることができる。

5 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とし発注するものとする。ただし、学校教育施設、福

社保健施設、その他施設管理者との調整が困難と認められる施設は③により発注するものとする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、すべての工事について同一の方式を選択する。

① 週休2日Ⅰ型

発注者が「完全週休2日」の達成を指定して受注者が取り組む方式。(月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須)

② 週休2日Ⅱ型

発注者が「月単位の週休2日」の達成を指定して受注者が取り組む方式。(通期の週休2日は必須)なお、受注者が工事着手前に「完全週休2日」に取り組むことを発注者と協議した場合は、「完全週休2日」に取り組むことができる。

③ 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日または月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

6 現場閉所(現場休息)の確保

(1)現場閉所(現場休息)の確認

① 工事着手前

- ・ 受注者は、対象期間における「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「実施工程表」を監督職員へ提出し、完全週休2日、月単位の週休2日または通期の週休2日が確保されていることの確認を受ける。
- ・ 「対象期間」の設定は、工事着手日及び対象外とする期間を反映させたものとする。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響
- ・ が出ないように現場休息の予定日を調整しながら「実施工程表」を作成する。

② 工事着手後

- ・ 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」を監督職員へ提出し確認を受ける。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 受注者は、「休日等取得実績報告書」(別紙:様式1)に現場閉所(現場休息)の日を記載し、毎月の履行報告と併せて監督職員に提出する。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「休日等取得実績報告書」により、定期的に対象期間内の現場休息率を確認する。

③ 工事完成時

- ・ 受注者は、計画書に基づく休日等の取得実績(対象期間末期の見込みを含む)が確認できる「休日等取得実績報告書」を作成し、監督職員へ工事完成通知の提出30日前までに提出する。

④ その他

- ・ 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等による事務負担が増大しないよう、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日など、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するよう

な指示等を行わないよう配慮する。

(2) 週休2日工事の見える化

受注者は、週休2日工事である旨を仮囲い等の外部から見やすい位置に表示する。

表示の例

<p>週休2日工事</p> <p>工事名：●●工事</p> <p>この工事は、建設現場における労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。</p> <p>発注者：鳥取市 受注者：●●建設</p>
--

※大きさはA3サイズ以上とする。

(3) 適切な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、養生期間や設備工事に必要な施工期間の確保を念頭に置き、適正な工期を設定する。

新営工事においては、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を活用する。

7 工事費の補正等

(1) 単価の補正方法

以下の①若しくは②の現場閉所(現場休息)の実績に応じて、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)並びに単位施工単価の労務費)及び現場管理費(①の場合のみ)を補正する。

① 完全週休2日工事(週休2日Ⅰ型)

労務費 1.02

現場管理費 1.01

② 月単位の週休2日工事(週休2日Ⅱ型)

労務費 1.02

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に①若しくは②の労務費に係る補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

イ 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価¹及び補正市場単価²は、①若しくは②の労務費に係る補正係数から算出した表-1、表-2及び表-3の補正率を用いて、以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

¹ 市場単価とは、建築施工単価((一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)に掲載されている「建築工事市場単価」をいう。

² 補正市場単価とは、市場単価を補正して算出する単価をいう。

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

【補足】

週休2日工事における執務並行改修の基準補正単価は、鳥取市公共建築工事積算基準V積算基準等資料第3編第1章8(3)イ.基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表-1、表-2及び表-3の改修補正率を用いて、上記の式により補正する。

物価資料の掲載価格³（市場単価以外の材工単価）は、以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

ウ 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に7(1)②の補正係数を乗じて算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価により算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\text{週休2日補正後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格、仕様、工事場所の都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格、仕様、工事場所の都市のベース単価}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\text{週休2日補正後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格、仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格、仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$$

(2)積算及び変更方法

① 積算方法

ア 週休2日I型

「完全週休2日」の達成を前提に、(1)①の補正係数により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 週休2日II型

³ 物価資料の掲載価格とは、建築施工単価（(一財)経済調査会発行）及び建築コスト情報（(一財)建設物価調査会発行）に掲載されている「市場単価以外の材工単価」をいう。

「月単位の週休2日」の達成を前提に、(1) ②の補正係数により労務費を補正して工事費を積算して予定価格を作成する。

ウ 受注者希望方式

労務費を補正せず工事費を積算して予定価格を作成する。

② 変更方法

ア 週休2日Ⅰ型

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認した結果、「完全週休2日」が未達成の場合は、補正係数を(1) ②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

また、「完全週休2日」を希望しない場合も同様に減額変更する。

なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

イ 週休2日Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日」の取組を希望し、協議した上で、「完全週休2日」が達成できた場合は、(1) ①の補正係数により現場管理費を補正して増額変更を行う。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認した結果、「月単位の週休2日」が未達成の場合、または工事着手前に受注者が「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合は、(1) ②の補正係数を除し、請負代金額のうち労務費の補正分を減額変更する。

なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

ウ 受注者希望方式

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、「完全週休2日」が達成されている場合、(1) ①の補正係数により労務費及び現場管理費を補正して増額変更を行う。「月単位の週休2日」が達成されている場合(1) ②の補正係数により労務費を補正して増額変更を行う。

なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

8 対象工事である旨の明示の方法

週休2日工事の対象である旨は、それぞれ次に掲げる書面への記載により明示する。

- ① 一般競争入札の場合：入札公告及び現場説明書
- ② 指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- ③ 随意契約：現場説明書

9 その他

(1) 工事成績評定

完全週休2日、月単位の週休2日または通期の週休2日が達成出来なかった場合であっても、直接的な工事成績の減点（ペナルティ）は行わないものとする。

(2) 元請下請の取引の適正化

週休2日工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について下請業者へ不利に働くことのないよう、関係企業に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月29日から施行する。

表一 1 建築工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日工事及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート工事	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い

項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表一 2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日工事及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工 事)金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表一 3 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日工事及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内 貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低 圧ファンパー類	1.01	1.15
ダクト 附属品	既製品ボックス、制気口、ダン パー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具(ユ ニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

週休2日工事 事務手続きフロー

